法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-16

鉱夫の自主的労災救済制度の一考察 : 明治末・大正初期の友子の奉願帳制度の実態

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)
法政大学経済学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
経済志林 / The Hosei University Economic Review
(巻 / Volume)
58
(号 / Number)
1・2
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
40
(発行年 / Year)
1990-10-20
(URL)
https://doi.org/10.15002/00008516

鉱夫の自主的労災救済制度の一考察

——明治末・大正初期の友子の奉願帳制度の実態——

村串仁三郎

はじめに

昨年の夏、私は、『日本の伝統的労資関係』と題して友子制度の歴史に関する著書を出版し、日頃資料の面で世話になった方々に自著を寄贈した。それに対する礼状の一つに、飯塚市伊岐須の西樂寺に残されていた明治三八年頃の『奉願帳』がある、と記してあった。私はさっそく手紙の主である永末十四雄氏にそのコピーを送ってくれるように依頼した。氏は心よく私の申し出を受けてくれたが、寺に残されていたものはコピーで、現物は失われてしまったとの事である。私はそのコピーを送ってもらって、小論で分析することにした。

奉願帳というのは、わが国の鉱山で発達した「友子（ともこ）」と呼ばれた鉱夫のクラフト・ギルド的な同職組合が、病気や災害で働く能力を失った鉱夫に、一定の手続の下に発行したもので、それを与えられた鉱夫は、各地の鉱山を廻って一宿一飯と若干の寄附を受けながら余生を送るといういわば労災救済制度のことである。

この奉願帳制度は、これまでおよその概観はわかっている。しかしこの制度の詳しい内容と、その歴史的な経緯

については、まだ十分に明らかにされていない。

小論は、主に明治三八年一一月二三日の発行時から明治四一年二月二五日までの日付のある一つの奉願帳を詳しく分析して、奉願帳制度について幾分ともその実態の解明に役立てようとするものである。この奉願帳は、今のところこれまで残されているものの中で最も古いものであり、かつ発行時から所持者の死亡時までの記録を含んでおり、奉願帳の形式、内容をほぼ完全に備えた貴重なものである。

小論は、拙著『日本の伝統的労資関係』では、十分に論じられなかった明治後期の友子の共済活動、とくに奉願帳制度の実態についての考察を補うものである。そして小論は、とくに日本の社会政策史や労働者の救貧制度史の研究に一つの刺激を与えるものになれば幸である。

なお末筆ながら資料の提供者に先んじて資料を利用することを認めて下さった永末十四雄氏およびこの資料の最初の発見者である作家の林えいだい氏に深く謝意を記しておきたい。

一　奉願帳制度の概要

(1)　農商務省『友子同盟ニ関スル調査』による概要

奉願帳とは、大正九年に発行された農商務省鉱山局編の『友子同盟ニ関スル調査』によれば、「交際坑夫（すなわち友子のメンバーのこと―引用者）ニシテ不具廃疾ノ為ニ生涯労役ニ従事スルコト能ハザル者ニ対シ各地鉱山ニ稼業スル友子ノ救助ヲ得シムヘキ目的ヲ以テ山中友子一同ヨリ本人ニ交附スルモノニシテ之ヲ受ケタル者ハ全国鉱山ヲ遍歴シ友子ノ救助ヲ求ム」[1]ことのできるものである。

この奉願帳には二種あって、「送リ奉願帳トハ自由ヲ弁スルコト能ハサル者ニ附与スルモノニシテ其遍歴ニ介添人ヲ要スルモノナリ故ニ此奉願帳持参者登山シタル時ハ友子一同ノ費用ト労力ヲ以テ隣山ニ送致スルヲ要」すというものである。もう一つの「平奉願帳ハ送リ奉願帳ヨリ軽微ナルモノニシテ自用ヲ弁スルヲ得ルモノニ附与スルモノ」[2]である。

奉願帳に対し「寄附帳」というものもあるが、これは「大病人又ハ不具廃疾ナルモ未タ生涯全治ノ見込ナキノ程度ニ達セサルモノニ附与」[3]するもので、奉願帳制度に附随するもので、形式は殆んど前者に等しく、寄附の額では、前者より三、四割少なく、あまり普及していなかったので、ここではとくに立ち入らないでおく。

奉願帳の作製は、「調製」といって、まず本人が相当の病気にかかるか怪我した場合、周囲の仲間の推薦を得て友子の組織に願書を提出する。友子の役員会は、その諾否を決めて、友子の全員集会で承認を与えるのが慣行である。農商務省の『調査』によれば、奉願帳作製の「要件」は、「①友子ナルコト、②平素忠実ニ友子ノ義務ヲ尽シタルコト、③災害ニ基キ傷病又ハ不具廃疾トナリシコト、④医師ノ証明、⑤当該鉱山及隣山友子ノ立会承認ヲ得ルコト」[4]である。このように奉願帳の発行は、厳しいルールの下に行なわれ、乱発が防止されている。

かの『調査』は、更に奉願帳の「効果」として次の如く述べている。「奉願帳……ヲ調製シタル時ハ先ツ本人ノ稼業シタル鉱山事務所、山中友子一同（交際所）親分、発起人其他友子中ノ有志者、世話人等応分ノ寄附ヲナス是等ノ寄附ハ頗ル多額ニシテ数十円乃至百円余ニ及フコトアリ」[5]。そして「次ニ其ノ持参人ノ来訪ヲ受ケタル鉱山ニ於テハ交際所ヨリ規定ノ寄附ヲナシ送リ奉願帳ノ場合ニハ隣山迄護送ス寄附ノ額ハ交際所ニヨリ差異甚シク二三十銭ノ少額ヨリ十数円ノ多額ニ及フ」[6]と。

以上の説明によって、奉願帳制度のおよそのイメージが明らかになった[7]であろう。ここで示した奉願帳について

の説明は、後に詳しく分析するように、すべて事実である。

(2) 奉願帳制度の形成

農商務省の『友子同盟ニ関スル調査』の奉願帳制度についての記述で、決定的な欠陥は、この奉願帳制度が何時頃生まれ、どのようにして大正七、八年の調査時点に達したかという歴史的な説明が全くない[8]、ということである。

奉願帳の形成については、すでに拙著で簡単にふれたが、ここでもう一度論点を整理し、若干詳しく論じておきたい。

農商務省『調査』の指摘する生涯労働に従事することが出来ない「不具廃疾者」(この用語は適切とは思われないので、私は今後労働能力喪失者と呼ぶことにしたい)を、友子が救済しようとした事実は、すでに指摘したように徳川時代に遡る。

直接友子が、制度として労働能力喪失者を救済しようとしていたことは、文政八年(一八二五)刊の『鉱夫雑譚』という資料にみられる。すなわち「鎚親といへるを敬して業を導れ理非を判せられ弟子分といふを馮(たの)んで老衰を助けられ疾病の身のよるべとす[9]」とある。

この記述は、友子集団の中で鎚親と呼ばれる親方鉱夫が弟子分たちによって「老衰を助けられ疾病の身のよるべ」としていることをはっきり示したものである。このように徒弟制度を軸とする親分子分関係による労働能力喪失者の救済は、友子の形成と同時に行なわれたと考えられるが、詳細については未だ解明されていない。しかし、奉願帳制度の本質である労働能力喪失者の友子内での救済という点が、徳川後期にすでに始まっていたということ

は、ここで確認されてよいだろう。

更に、徳川後期においては、右のように単に徒弟制度に基づく親分子分関係によって労働能力喪失者を救済するだけでなく、それを超えて友子が全体として、お互いに知らない者同志が友子仲間という立場から労働能力喪失者を救済しようとしていたのではないかということである。この点を直接証明するような資料はまだみあたらないが、友子全体による労働能力喪失者の救済を示唆する資料はある。

安政六、七年頃の妙典舗銀山の『日記』がある。この日記は、多くの鉱夫が鉱山から鉱山へ移動するために信州茅野のこの鉱山に立寄り、「一宿一飯」の恩義を受けていることを示しているだけでなく、幾人かの重病人に対しても手厚い保護を与えている。それは、珪肺やその他の病気にかかり、怪我をした鉱夫たちが、浪人鉱夫として鉱山を巡回して生活していたことを示唆している。

『日記』によれば、秋田出生の金掘大工浪人亀吉は、安政五年二月八日「両三日、飯場留置下されるよう願い出につき、承りおく」とあったが、二月二一日に「出立すべきところ、足痛にて又々、両三日逗留の願い承りおく」とある。その後三月三日「亀吉は又々日延」し、三月一八日「秋田の大工亀吉、やっと全快して出立する」[10]とある。亀吉は、病気のため一ヵ月以上この飯場で世話になったのである。

秋田出生の大工浪人国松の例は、安政四年末より夫婦で当山に逗留していたが、翌年一月二一日、「病体よろしからず、この節もっとも大病の旨、職人共より申し参ったので、御含み下されたいと申出た」[11]が、その後死亡したため、鉱夫たちは、彼を懇ろに葬っている。

秋田出生の大工浪人幸吉の例は、安政六年一〇月一七日に「足痛のため当月下旬まで逗留養生をしたいという願い出に、永逗留につき病所が少しでも快方と見うけたら早速出立を申し付けて承りおく」とあったが、一一月一日

に「出立のところ、病気につき御日延べ願いおきのところ、今もって快方仕まつらず。このたび飯場一同、私をもって快方まで願い上げ奉りたいと、金助申し出て承りおく」とあり、同月一一日に「幸吉は昨七ツ時すぎより病体よろしからず、相果てたと申し出た」[12]。

以上の二例は、死に至るような重病人の鉱夫が当鉱山飯場で世話になっているのである。ここでは、直接友子が世話をしたという記述はない。しかし、鉱夫が主体となって世話したことははっきりしており、そうした慣行は、友子のものであったことに間違いないであろう。

他方、文久頃の尾去沢鉱山の友子資料は、右のような具体的事実について指摘しているのではないが、友子が他山の鉱夫と連帯していくべきことを強調している点で、注目される。すなわち「何成変事之節ハ御山内住居者之者ハ申すに及ばす、諸山ェ知らせ合候得ハ表向親類之訳を以、友子朋輩見舞の為罷候事礼儀に御座候」[13]と。

ここでは、直接病人の救済を論じているのではないが、各山の友子がお互いに助け合うべきことが主張されており、労働能力喪失者が出た場合、各山の友子が全体として彼を救済すべきである、という倫理観がよみとれる。

以上のように、私は、徳川後期には、すでに労働能力喪失者を友子として救済していく制度は形成されていた、と考えている。しかし、それが先にみた奉願帳制度のような形式にまで発達したのは、明治維新後のことではないかと察せられる。

友子制度は、維新後鉱山業の発展とともに新たな発達をみせ、恐らく奉願帳制度もその過程ですでにみたような形式を備えるまでになったものであろう。

では、その奉願帳制度は、何時頃から確認されるのであろうか。すでに拙著で明らかにしたように、奉願帳制度は、明治三〇年の磐城炭砿の友子規約においてはじめて確認される。この友子規約は、次のように規定している。

「第十条　前条の負傷及病気に対し見舞金を贈与する期間は満拾ヶ月は山中に於て贈与するものとす、右期間後は医師の診断書又は山中の協議により願人の出頭に基き奉願帳を附与するものとす

第十一条　第十条の奉願帳寄附帳に対しては山中より奉願帳に対しては金拾円、寄附帳に対しては金七円を贈与するものとす」[14]

また第一条は、「奉願帳又は寄附帳を携帯するものは附合料」として「奉願帳一等　金一円、同二等　金七拾銭、寄附帳　金五十銭」、「弐度目廻山者は金参拾銭」を贈与すると規定している。

ここでは、奉願帳の発行（第十条、第十一条）と奉願帳持鉱夫への寄附（第一条）の規定がみられ、はっきりと奉願帳制度が、制度として規定されていることがわかる。磐城炭砿の友子の規約に奉願帳制度が制度化されているということは、友子制度の全国的普及からみて、すでに明治三〇年に全国的に奉願帳制度が存在していたということを意味する。[15] われわれは後に明治三八年に福岡県筑豊で発行された奉願帳を分析するので右のような断定は不当ではないであろう。

むしろ問題は、明治三〇年に磐城地方の炭砿で規定されていた奉願帳制度が、何時頃から存在するようになったか、ということである。私の推論では、明治二〇年代の初め、鉱山業の近代化の進展のなかで、従来の労働能力喪失者の救済を奉願帳制度という形式に仕上げていったのではないか、と思われる。この点の証明はなお今後の研究に待たなければならない。

(3) 奉願帳制度の行き詰りと衰退

奉願帳制度は、明治後期に発達し著しい普及をみせ、そして、大正初年代前半まで活発に機能していたように思われる。

しかし農商務省の友子『調査』は、すでに大正七年頃の調査を踏まえて、奉願帳制度が「友子ノ負担過重ニ」陥り、かつ費用の「大部分ハ鉱山遍歴ノ旅費ニ費スルヲ以テ頗ル不完全不経済ナル」[16]をもって、大きな限界に突き当っていると指摘している。

『調査』は、友子の「負担過重」が、奉願帳の発行時の寄附と奉願帳持への寄附が「二三十銭ノ少額ヨリ十数円ノ多額ニ及フ」ことに加え、「送リ奉願帳持参者ノ護送ハ相当重キ負担」[17]であるとみなしている。

この負担が実際にどの程度のものだったのかは後に詳しく分析することにして、ここでは、一般的にみて、負担増が必然的であった点の指摘にとどめたい。それは、明治後期に、奉願帳制度の発達の過程そのものの中で、鉱夫の労働災害が急増していることである。

この点について『調査』は「鉱業ノ隆盛且規模ノ大ヲ加フルト共ニ災害件数増加シ坑夫ノ負担加重シ」[18]と述べているように、明治後期から大正初期にかけて、鉱夫の死傷率は著しく高まった[19]。これは当然友子に負担を加重することになったであろう。しかも友子の組織率は、鉱山労働内の分業化の進展によって低下したから、その分負担の分散が難しくなったはずである。

いずれにしろ農商務省の『調査』が指摘するように、奉願帳制度が友子に大きな負担を課したことは事実であろう。こうした事実に当面した友子は、『調査』によれば、「友子ノ交際中費用ノ負担過重ナルハ不具廃疾者ノ共済ニ

第1表　鉱山における共済組合数

	共済組合数		共済組合数		共済組合数
明治21年	1	明治34年	80	明治44年	376
22	4	35	102	大正1年	432
25	8	36	125	2	495
26	14	37	150	3	572
27	21	39	178	4	664
29	29	40	207	5	770
31	38	41	240	6	904
32	50	42	281	7	1,064
33	63	43	324		

注(1)　ただしこの数字は，各年度に新設されたものの累計であって，実際に各年に存在していた組合数と一致しない近似値を示したものにすぎない。
(2)　懇話会編『日本鉱業発達史』下，592頁より作成。

シテ小鉱山ニ於テハ殊ニ甚シ故ニ近時此ノ負担ノ軽減ヲ計ル為ニ多数ノ鉱山聯合シ交際所ヲ設立シ不具廃疾者ノ共済ノミハ之ニ委託シ各鉱山ハ共同ニテ其ノ費用ヲ負担スルニ至レリ」[20]というように、連合交際所の設立による奉願帳巡回の制限と合理化の方策を講じた。

連合交際所の設立は、明らかに諸鉱山への奉願帳持鉱夫の登山を制限し、一箇所の連合交際所での共同救済によって各鉱山の負担を軽減したが、他方では、奉願帳持鉱夫が一つ一つ山奥の鉱山を巡回する労を省くという合理化を意味した。しかし奉願帳に対する寄附額が、後にみるように奉願帳持鉱夫がより多くの鉱山を巡回し、さらに各鉱山の友子のメンバーの個々の寄附に大きく依存しているので、連合交際所による定額の寄附では、全体として奉願帳の救済力、集金機能は縮小することは避けられなかったであろう。

かくして大正初年代後半から奉願帳制度は、大きく衰退しはじめたように思われる。この点は、後に幾分とも証明されるであろう。

しかも『調査』も指摘しているように「近時鉱夫労役扶助規則ノ施行共済組合及鉱業権者ノ救済施設ノ発達ト共ニ」、奉願帳「制度ノ必要ノ度モ又減セラレ」[21]たこともまた事実である。

因に明治三八年に公布された『鉱業法』をもとにようやく大正五

年に制定された『鉱夫労役規則』は、それまで無過失の労働災害だけ救済してきたのを、はじめて重過失以外の過失をも無過失と同様に救済することを規定し、労災保障の枠を大幅に広げ[22]たのである。また、企業主導の共済組合も第1表に示したように急速に増加し、労災の救済体制が強化された。

以上のように、大正初年まで普及していた奉願帳制度は、その後主体的には友子の負担過重によって、客観的には他の救済制度の普及によって縮小し、衰退していったのである。奉願帳の発行は時々昭和一〇年代初め頃まで行なわれていたが、制度としては著しく制限されたものとなった。

注

(1) 上野英信編『近代民衆の記録』2鉱夫、この調査報告は収録されている。同上、三六六頁。
(2) 同上、三六七頁。
(3) 同上、三六七頁。
(4) 同上、三六七頁。
(5) 同上、三六七頁。
(6) 同上、三六七頁。
(7) この奉願帳制度については、すでに松島静雄氏が『友子の社会学的考察』において、かなり詳しく分析しているのであるが、しかし、その分析は、またいくつかの点で不十分であり、小論は、それを補うものである。
(8) この点は、松島氏の場合も全く同じである。
(9) 拙著『日本の伝統的労資関係』(世界書院)、六九頁。
(10) 泉昌彦『信玄の黄金遺跡と埋蔵金』(ボナンザ)、三一三～六頁。
(11) 同上、三〇七～三三〇頁。
(12) 同上、三四九～三五二頁。
(13) 拙著『日本の伝統的労資関係』、七三頁。

(14) 同上、二二五頁。
(15) 明治三〇年代の他の鉱山の友子規約における奉願帳についての規定は、同上書、二三三～四頁、二四二～三頁を参照されたい。
(16) 前掲『民衆の記録』2鉱夫、三五八頁。
(17) 同上、三六七頁。
(18) 同上、三六一頁。
(19) 拙著『日本の伝統的労資関係』、二一五頁参照。
(20) 前掲『民衆の記録』、三六一頁。
(21) 同上、三五八頁。
(22) 懇話会編『日本鉱業発達史』下、七一四～五頁。

二　和田梅吉『奉願帳』（明治三八年一〇月二三日～四一年二月一九日）の分析

(1) 和田「奉願帳」の主な内容

福岡県飯塚市伊岐須の西樂寺に一つの『奉願帳』が残されていた。この奉願帳には、奉願帳が発行されるに至った事情、そして奉願帳に寄せられた寄附額、この奉願帳をもって巡回した鉱山名や地名が日付とともに記されている。われわれは、この奉願帳を注意深くみることによって、奉願帳制度の実態の一端を知ることができる。一つの奉願帳によって、奉願帳制度の全体像を描くつもりはないが、すでに分析した奉願帳制度についての一般的特徴を前提にしつつ、この奉願帳を分析して、より具体的な奉願帳についての認識を得たいと思う。しかもその際、松島

静雄氏が紹介した明治四五年七月二四日から大正二年五月一二日までの日付のある奉願帳[1]と比較しながら、松島氏の奉願帳分析のあいまいさや不十分を補いつつ、またそこでの分析との共通性を確認していきたい。

(a) 和田「奉願帳」の形式

和田梅吉が持っていた『奉願帳』は、B4大の縦書の帳面で、全二六二丁（五二四頁）にわたる分厚いものである。最初に発行された時の奉願帳の枚数は五六丁（一一二頁）であったが、紙数が尽きたところで、慣行に従って「綴添」つまり増頁される。「綴添」は三〇丁、三〇丁、九六丁、四八丁（それぞれ二倍すれば頁数）と四回行われた。

奉願帳への書き込みは、明治三八年一〇月二三日から始まり、明治四一年二月一九日まで、八五〇日間、約二八ヵ月、二年四ヵ月に及んでいる。松島氏の紹介した奉願帳が、「綴添」されたところから始まっているのに対し[2]、和田『奉願帳』は発行から本人の死亡時[3]まで及んでいる完全なものである。

和田梅吉『奉願帳』は、福岡県嘉穂郡二瀬村製鉄所二瀬炭砿の伊岐須高雄第二坑の友子組織によって発行された。

和田『奉願帳』の表紙を開けると、二つの診断書が添附されている。一つは明治三六年一月二〇日付のもので、和田梅吉（当時二八歳）が、田川郡の大任炭坑において明治三五年一〇月一一日に「採炭中炭塊墜落シ脊柱ノ脱臼及左腿骨ノ下端ノ下折リ来シ真ニ治療セシモ未ダ完全ノ治癒ニ至ラズ」との大任炭坑医士の診断書である。

もう一つのものは、三頁にわたる長文のもので、和田が明治三五年一〇月に大任炭坑で脊柱を脱臼し小腿骨の骨折をして治癒したがなお「尿痢困難下腿ノ麻痺等ヲ症シ」、労働に際して「膀胱」に多少の異常がみられていた旨を記し、「明治三十八年七月五日尿痢困難ヲ以テ診断ヲ乞フ」に至り、「本患者ハ脊椎ノ脱臼ニヨリ膀胱麻痺ヲ来セシモノニシテ労働ニヨリ必然膀胱加田留ヲ継発スル傾向ヲ有スルヲ以テ、勿論終生労働者ヘ即チ身体的職業ニ従事

シ難キモノニ属シ且ツ本患者ノ疾病ハ将来治癒ノ見込ナキモノトス」と記され、明治三八年一〇月一二日、「製鉄所二瀬出張所　嘱託医　調道太郎」の署名捺印がある。この診断書は、和田梅吉が落炭を受けて労働能力を損なわれたことを証明しており、奉願帳の発行が、友子の規約通りの手順をふんで行なわれていることを示している。

次に「救助趣意」が四頁ほどの小文にまとめられている。この趣意書によれば、和田梅吉「当三拾歳」は、「奈良県吉野郡下市村百拾二番地」の出身で、「明治二拾六年二月一日島根県鹿足郡篠谷村アセリ鉱山ニ於テ同盟鉱夫ニ昇進致シ自来諸国」云々とあり、彼が島根県の金属鉱山で友子に加入したことを示し、更に診断書に示された病状を記し、次のように書いている。

「本人ノ愁復スル事豈同盟者ノ傍観視スルヲ忍ビズ不肖ナル吾々茲ニ発起シ不幸ナル和田梅吉ノ終身ノ活計ニ一助タラン事ヲ希望シ……炭坑壱統ノ協議ノ上隣山ノ立会ヲ受ケ奉願帳ヲ恵鉱山登山致候共多少ニ係ラズ應分ノ御救助アリシ事伏シテ奉願候也　明治卅八年十月二拾三日」。

そして以下の如く立会人の氏名を連記している。

「忠隈炭坑立会人
石見国　金子　義輔㊞
伊ヨ国　伊藤　森蔵㊞
長門　藤原国太郎㊞
潤野炭坑立会人
岩見国住人　長谷　好吉㊞
出雲国住人　中尾伊太郎㊞

岩見国住人　田中藤太郎㊞

当飯場立会人

備前国住人　西崎　近蔵㊞

長門国住人　白木国之助㊞

安芸国住人　富吉政太郎㊞

播磨国住人　藤原　弥吉㊞

岩見国住人　中島龜太郎㊞

伊豫国住人　鴻上金太郎㊞

美作国住人　岸田　久雄㊞

世話人

伊予国住人　柳川　利顯㊞

豊前国住人　藤江　寅吉㊞

福岡県嘉穂郡二瀬村字伊岐須高雄第二坑　交際坑夫飯場壱統」

以上の資料で明らかなことは、和田梅吉への奉願帳の発行は、前節でみたような友子規約に則って厳しい手続きに基づいて行なわれたことである。そしてそのことは、これまで筑豊の炭坑には、友子組織が存在しなかったと言われていたにかかわらず、奉願帳を発行しうるような友子組織が、しかも伊岐須炭坑にだけでなく、忠隈炭坑と潤野炭坑に厳然と存在していたことを示(4)している。

(b) 寄附の形態と内訳

次に奉願帳に記載されている寄附についてみてみよう。まず寄附の形態についてみると、寄附には、大別して二つの型があり、一つは、奉願帳の発行時のもの、更に再発行ともいうべき「綴添」の際のものと、二つ目は、奉願帳持鉱夫が常時鉱山を巡回してその際与えられるものである。更に二つの型にはそれぞれ二つの形態があり、奉願帳持鉱夫が鉱山に登山した際、そこの友子が「友子壱統」、「飯場鉱夫一同」、「鉱夫一同」とかの署名によって組織として与える寄附とその鉱山の鉱夫が個人的に与える寄附とがある。

寄附の仕方は、一般的にみると、一番多いのが組織としての寄附に、個人の寄附が追加される型で、組織だけの寄附と個人だけの寄附という型も少ないながら存在する。

更に寄附の仕方は、友子の組織のあり方[5]に依存している。友子の組織が一鉱山を統合している場合は、一鉱山の友子単位で寄附が行なわれるが、友子組織が、一鉱山で分立している場合は、それぞれ分立した単位で寄附がなされている。例えば、吉岡鉱山のように、友子は、数ヵ所の地域に分散しており、また別子銅山の場合は、飯場ごとに友子組織が分散していてそれぞれの単位ごとに寄附がなされている。また足尾銅山の場合は、本山、簀子橋、通洞坑の三坑の友子が、箱元単位で寄附を行なっているのに対し、小滝坑では各飯場ごとに行なっている。

以上友子の寄附の仕方は、きわめて多様であり、それぞれの友子の組織事情によって種々のスタイルをとっているといえる。

次に寄附の額についてみると、和田梅吉『奉願帳』に記載されていた寄附総額は、二七二円一七銭である。これは、八五〇日間に集められた金額で、一日平均三一銭九厘四毛[6]である。この金額がどれほどの大きさであるか、という点については、後に詳しく分析するとして、ここでは明治三八年頃の鉱夫の一日の賃金が採鉱夫五三銭、選鉱

第2表　和田『奉願帳』の寄附の内訳

1　奉願帳発行時の寄附	68円80銭	25.3(%)	100.0(%)
①　組織的寄附	36円00銭		52.3
内訳 伊岐須炭坑飯場壱統	15円00銭		
内訳 忠限炭坑飯場壱統	5円00		
内訳 潤野炭坑飯場壱統	4円00		
内訳 忠限炭坑立会人（3名連記）	2円00		
内訳 潤野炭坑立会人（3名連記）	2円00		
内訳 伊岐須炭坑飯場立会（7人名連記）	5円00		
内訳 世話人（2名連記）	3円00		
②　個人的寄附（10人）	32円80銭		47.3
内訳 30円　1人	30円00銭		
内訳 40銭　5人	2円00銭		
内訳 20銭　4人	80銭		
2　巡回中の寄附	203円37銭		100.0
①　「綴添」時の寄附	14円10銭	5.2	
内訳 別子銅山	5円80銭		
内訳 面谷鉱山	50銭		
内訳 山梨県田之倉隧道工事	7円80銭		
内訳 古河炭坑	0		
②　①を含む巡回中の寄附	203円37銭	74.7	
内訳 飯場一同による組織的寄附	87円36銭		43.0
内訳 個人的寄附（139人）	116円01銭		57.0
合　計	272円17銭	100.0	

夫（男）二九銭、採炭夫六七銭、女性後山（運搬夫）四九銭であることを示し、寄附額がきわめて高額であったと思われるということを指摘しておく[7]にとどめる。

さて寄附総額の内訳をみると、第2表に示したように、第一に、奉願帳発行時に、一度に六八円八〇銭もの多額の寄附がなされ、いわば退職金のような印象を与えている。それは、全体の二五・三%にも達している。更にその細かな内訳をみると、奉願帳発行に際して各炭坑の友子組織から寄附された額は三六円であり、伊岐須炭坑「飯場壱統」名により一五円、隣山の忠限炭坑と潤

野炭坑の各「飯場壱統」名で五円と四円、「当飯場立会人」七名連記で五円、「世話人」二名連記で三円、それに忠隈、潤野両炭坑の三人の「立会人」名で各二円である。伊岐須炭坑の個人による寄附は三二円八〇銭で、三〇円が一人、四〇銭が五人、二〇銭が四人である。伊岐須炭坑の友子からは組織と個人で五五円八〇銭となっている。

以上のように奉願帳の発行に際しては、発行する友子組織、それに隣山の友子が、それぞれ友子のルールに基づいて集り、多額の寄附をし、加えて発行した友子組織内の個人が寄附をする仕組になっている。和田『奉願帳』の場合、三〇円もの大金を一個人として寄附しており、後にもみるように中には救済意識の高い鉱夫がいたことが注目される。(8)

次に和田梅吉が各鉱山を巡回して得た寄附についてみると、まず最初の奉願帳が尽きて「綴添」(増紙)される場合の寄附では、四回「綴添」されたうち、一回目は、五円八〇銭、二回目は五〇銭、三回目は七円八〇銭、四回目はゼロとなっている。全体としては、一四円一〇銭、全寄附の五・二%であり、発行時の寄附に準じて多額の寄附となっている。

一回目の「綴添」は、別子銅山で行なわれたが、その折の記述は次のようになっている。

「一　右者今般奉願帳持和田梅吉ナルモノ本帳紙数欠乏ニ付綴添ヱ之儀願出候ニ付当飯場一同協議之上紙数三拾枚綴添ヱ候間何国諸鉱山へ罷出候節ハ御記帳アラン事奉願候也

愛媛県宇摩郡別子鉱山新壱号飯場㊞

明治三十九年五月六日

帝国諸鉱山同盟御中」

更にこの「綴添」された紙には、「別子鉱山新壱号飯場之印」という角印が一枚一枚捺印され、奉願帳が偽造で

きないような仕組[9]になっている。当然この形式は発行時のものにもみられる。別子銅山の友子は、各飯場ごとに組織されており、単位は小さいのであるが、寄附は、「壱号飯場一同」として六〇銭がなされているほか、個人一七人により、三〇～四〇銭ずつ合計五円二〇銭がなされている。

二回目の「綴添」は、明治三九年八月二四日、福井県の面谷鉱山で、三〇枚ほどなされたが、寄附は、「坑夫壱統」名で五〇銭にとどまり、奉願帳への関心の低さが感じられる。三回目は、明治三九年一〇月に山梨県南都留郡田之倉水力電気の第五隧道工事の「竹下飯場」で、九六枚ほど「綴添」された。この時は、「竹下飯場一同」名により一五銭が寄附されたほか、一二人の個人が七円八〇銭を寄附し、合計七円九五銭となっている。なお個人寄附の内訳は、飯場頭と思われる「竹下仲吉」四円、その他一円一人で一般に二〇～四〇銭であった。

四回目は、明治四一年一月二一日に筑豊の古河炭砿で四八枚が「綴添」されたが、この時は、寄附はゼロであった。というのは、同年一月五日に、この古河炭砿では、「坑夫一同」名で二〇銭、個人一六名により三円八〇銭がすでに寄附されていたからのようである。以上のように「綴添」に際しては、通常より多目の寄附がなされていたことがわかる。

次に和田梅吉が各地の鉱山を巡回して集めた寄附をみてみると、二〇三円三七銭であり、全寄附額の七四・三%となり「綴添」時の寄附を除けば、一八九円二七銭となり、全寄附額の六九・五%に達する。ここでは、「綴添」時の寄附も合せて分析することにしよう。

和田梅吉が集めた二〇三円三七銭は、八五二日間、約二八ヵ月かけて、二七七鉱山（八箇所の工事場を含む）、三五三飯場を巡って集めたものである。したがって、一ヵ月平均七円二六銭、一鉱山平均七三銭、一飯場平均五七銭、一日平均二三・九銭集めたことになる。これは、奉願帳の大きな集金力を示している。

このような寄附を組織と個人による寄附の形態の面からみると、大変興味深い結果が得られる。すなわち二〇三円三七銭の寄附のうち「飯場一同」名による三五三飯場の友子組織による寄附は八七円三六銭全体の四三％で、三五三飯場の、一三九人の個人による寄附は一一六円一〇銭、全体の五七％であった。そして一飯場の組織的寄附の平均が二四・七銭であるのに対し、個人一人当り平均寄附は三三・五銭であった。

この傾向は、奉願帳発行時の寄附を含む全体の寄附額についてもみられる。すなわち総寄附額二七二円一七銭のうち組織的なものは、一二三円三六銭で、四五・三％、個人的なものは一四八円八一銭で、五四・七％である。

以上のように、奉願帳への寄附は、全体として個人によるものが過半を占め、とくに巡回時の際の寄附は個人によるものが著しく多いことがわる。これは、奉願帳制度が、友子の組織によって支えられているだけでなく、友子メンバーの個々人の労働能力喪失者への救済意識、救済倫理に大きく依存していることを示している。それは、また組織による強制的な寄附ではなくて、自発的な寄附が大きな比重を占めていることを示し、当時の友子の個々のメンバーの組合意識の高さを示しているといえよう。

(c) 和田梅吉の巡回足跡

次に和田梅吉が、奉願帳をもってどのように各地の鉱山を巡回したか[10]をみてみよう。

和田梅吉は、第3表に示したように明治三八年一〇月二三日に福岡県嘉穂郡の伊岐須炭坑で奉願帳の発行を受け、大枚六八円八〇銭を手にし二一日間の空白の後[11]、隣山の忠隈炭坑、潤野炭坑を皮切りに筑豊の二二の諸炭坑（と一金属鉱山）、二五の飯場を九二日かけて巡り三七円三五銭を集めた。

和田は、筑豊を出て三池炭坑に行き、更に熊本県と宮崎県の五金属鉱山を五日間で廻り、四円二〇銭を得て、宮崎県東臼杵郡の猿渡鉱山を最後に四国へ渡った。四国では七六日間をかけて別子銅山を含め四二鉱山、五〇飯場に

第3表　和田梅吉の巡回旅程

	巡回期間	日数	鉱山等の数	飯場等の数	寄附総額	空白期間
					円 銭	
奉願帳の発行	M38. 10. 23				68. 80	
筑豊県の炭坑	〃 11. 13～39. 2. 12	91	22	25	37. 35	21日
九州の鉱山(熊，宮)	M39. 2. 18～ 3. 5	16	5	12	4. 20	5
四国の鉱山	3. 9～ 5. 23	76	42	50	21. 10	3
近畿2県(和，奈)	5. 30～ 7. 4	36	23	23	4. 20	6
北陸3県(福，石)	7. 27～ 8. 24	29	20	20	6. 45	22
甲信2県(岐，長)	8. 26～ 9. 21	27	17	17	6. 30	1
関東2県(群，栃)	9. 24～ 10. 9	16	5	30	29. 68	2
東海3県(山，静，愛)	10. 29～ 11. 20	23	6	12	12. 10	19
兵庫県，京都府	M40. 3. 10～ 5. 14	66	33	46	17. 75	109
岡山県	5. 17～ 6. 28	43	37	44	9. 95	2
広島県	6. 28～ 7. 13	16	9	9	1. 35	0
島根県	7. 20～ 9. 19	62	12	19	6. 48	6
山口県	9. 24～ 11. 12	50	25	25	19. 63	4
福岡の鉱山	11. 13～ 11. 17	5	5	5	1. 58	0
筑豊の炭坑	12. 29～41. 2. 19	53	16	16	25. 25	41
計	M38. 10. 23～41. 2. 19	850	277	353	272. 17	241

登山し、二一円一〇銭を集めた。

和田は、四国から和歌山、奈良の両県を三六日かけて二三鉱山、二三飯場を廻り、四円二〇銭を得た。そして和田は、北陸の福井、石川、岐阜、長野の諸県の三七鉱山、三七飯場を五六日間をかけて廻り、一二円七五銭を集めた。

和田は、長野から群馬県、足尾銅山のある栃木県へ行って、二三日間で五鉱山、三〇飯場に登山して二九円六八銭集めた。

和田は、奈良県出身の鉱夫のためか、東北に向かわずに、今度は、山梨、静岡、愛知の各県に移り、二三日で六鉱山、一二飯場をめぐって一二円一〇銭を得た。その後一二一日の空白期間の後、兵庫、京都の三三鉱山、四六飯場を六六日間かけて巡り、一七円七五銭を得た。

その後、岡山、広島、そして島根の各県の五八鉱山、七二飯場を一二一日間かけて廻り、一七円七八銭を得た。更に山口県では、五〇日か

けて二五鉱山、二五飯場をめぐり、一九円六三銭を得た。

和田は、その後福岡県の金属鉱山を廻り、四一日間の空白の後再び筑豊の諸炭坑を五三日かけて一六炭坑を巡り、二五円二五銭を得、そして潤野炭坑への登山を最後に奉願帳は終り、和田はこの辺りで病死したように思われる。

今日の常識からすれば、労働能力を喪失した重病人が、日本の半分を旅しながら、山間険しい鉱山を巡りながら余生を送る制度は、いかにも非人間的なように映るが、社会保障制度が皆無であった当時の情況を前提にすれば、前近代的であり、土着的な嗅いが強いとはいえ、非常にヒューマンな感じがする。そして、なにより奉願帳制度は、全国津々浦々の鉱山の鉱夫たちによって、広くそして強力に支えられていたことに、むしろ大きな驚きをわれわれに与えないではいない。

(2) 和田『奉願帳』の寄附額からみた友子の鉱山別諸特徴

和田『奉願帳』の内容を詳しく分析するといくつかの興味深い特徴が折出される。そしてそれは、それぞれの友子組織の実態の断面を浮ぼりにしている点で大変興味深い。

まず第一に指摘しておきたい特徴は、『奉願帳』に記された寄附のうち、主要鉱山、特に大鉱山の寄附の占めるウェイトが著しく高いことである。それは、奉願帳制度がそれらの主要鉱山の友子によって強く支えられていたことを示している。

第4表は、鉱山別にみた寄附額で、三円以上の鉱山を表示したものである。この表からわかるように、二七七鉱山による総寄附額二七二円一七銭のうち、一四鉱山の寄附が一八一円二三銭で、全鉱山数の五%にすぎない主要一

第4表　高額寄附鉱山一覧

（3円以上）

鉱山名	金額	%
伊岐須炭坑	68円80銭	25.3
足尾銅山	27〃93〃	10.3
別子銅山	14〃20〃	5.2
忠隈炭坑	12〃10〃	4.4
大籔新坑	11〃45〃	4.2
田ノ倉電気工事場	10〃40〃	3.8
潤野炭坑	7〃85〃	2.9
峯地炭坑	4〃10〃	1.5
古河炭坑	4〃10〃	1.5
多田鉱山	3〃95〃	1.4
吉岡鉱山	3〃45〃	1.3
佐波鉱山	3〃35〃	1.2
朝倉隧道工事場	3〃30〃	1.2
潤野炭坑（2回目）	3〃15〃	1.2
岡田鉱山	3〃10〃	1.1
合計	181〃23〃	66.5
総寄附額	272〃17〃	100.0

五鉱山の寄附が全体の六六・五％を占めている。

寄附額の多い順にみると、奉願帳を発行した筑豊の伊岐須炭坑は、当然ながら六七円八〇銭、全寄附の二五・三％である。第二位は足尾銅山で、二七円九三銭、全体の一〇・三％である。一鉱山の寄附が、二年四ヵ月で集めた総寄附額の一〇・三％も占めるということは、足尾銅山の友子組織の重みを示していると同時に、奉願帳への負担は、単に小鉱山の友子にだけに及ぶのではなく、大鉱山の大友子組織にも及んでいったことが推察される。

足尾銅山の寄附の詳しい事情は、第5表に示した通りである。和田梅吉は、明治三九年九月二七日に本山の「坑夫交際取扱所」に登山して、同上名義で一〇円、続いて同日、簀子橋の「坑夫交際事務所」に移って一円[12]、更に「通洞坑夫箱元」で八円七三銭をそれぞれ組織からの寄附として得ている。

九月二八日から和田は小滝坑に移り、一〇月九日まで、一二日間、小滝坑の二三飯場から「飯場壱同」名によって七円四〇銭、「小滝銅山山中箱元」名義で五〇銭、三人の個人から二〇銭、計八円二〇銭を得た。小滝の各飯場からの寄附は、本山坑の友子の一〇円、通洞坑の八円七三銭とほぼ同じであり、一坑当りの額は、慣行的に平準化

第5表　足尾銅山における寄附

足尾銅山合計		27円93銭
明治39年9月27日	本山坑夫交際取扱所	10円00銭
9月27日	簀子橋坑夫交際事務所	1円00銭
〃	通洞坑夫箱元	8円73銭
9月28日	小滝第12号飯場一同	50
9月29日	〃 11 〃	30
9月30日	〃 6 〃	30
10月1日	〃 7 〃	30
〃	〃 8 〃	30
〃	〃 4 〃	40
10月2日	〃 15 〃	30
〃	〃 23 〃	30
〃	〃 24 〃	30
〃	〃 3 〃	30
〃	〃 10 〃	30(内個人1人10銭)
10月3日	〃 9 〃	50
〃	〃 5 〃	30
〃	〃 14 〃	30
〃	〃 22 〃	50
〃	〃 2 〃	50
10月4日	〃 21 〃	20
10月5日	〃 19 〃	25
〃	〃 18 〃	25
10月6日	〃 16 〃	25
〃	〃 20 〃	30(内個人2人で10銭)
10月7日	〃 17 〃	25
10月8日	〃 13 〃	50
10月9日	小滝銅山山中箱元	50
	小滝坑夫箱元計	8円20銭

第6表 別子銅山における寄附

	別子銅山合計		14円20銭
明治39年4月25日	宇摩郡別子銅山	旭盛飯場壱統	50
		同個人 1人	10
4月26日	〃	第3号飯場一同	50
4月27日	〃	河野飯場一同	30
		同個人 3人	30
4月28日	〃	第2号飯場一同	40
		同個人 1人	10
4月29日	〃	第4号飯場一同	30
		同個人 6人	5円70銭
5月6日	新居郡 東延	旧壱号飯場一同	40
5月7日	〃	新壱号飯場（綴添）	0
		同個人 17人	5円20銭
5月9日	〃 第三柳谷	壱号飯場坑夫壱統	20
		同個人 1人	20

※ 組織によるもの2円60銭（18.3%）
個人によるもの11円60銭（81.7%）

されていることがわかる。

いずれにしろ足尾銅山の寄附は、個人によるものが三人で二〇銭にすぎず、足尾銅山の友子は、箱元単位にしろ飯場単位にしろ組織的に寄附が行なわれていたことを示し、足尾銅山の友子の組織性[13]が読みとれる。

第三位は別子銅山である。和田梅吉は、明治三九年四月二五日宇摩郡側の別子銅山に登山し、第6表に示したように五日間で五飯場を廻り、五月に入って新居郡側の三つの飯場を廻って、一四円二〇銭の寄附を得た。それは総寄附額の五・二%である。寄附の内訳は、「飯場壱統」などの名義による組織的な寄附は、二円六〇銭で全体の一八・三%、二九人の個人による寄附は一一円六〇銭で全体の八一・七%である。一人平均四〇銭である。

別子銅山における寄附は、足尾銅山の場合と違って組織としての支払いではなく、主に個人による寄附が中心を占めており、救済が友子メンバーの個々人の救済意識、奉願帳への理解度に大きく依存しているのが

特徴的である。和田『奉願帳』にみる限り、別子のケースがより一般的傾向で、むしろ足尾のケースはそれほど多くはない。因に別子銅山の寄附で、宇摩郡側の第四号と東延の新壱号の二つの飯場の個人寄附が多く、なかでも第四号飯場の「長門国　中村瀧吉」は三円、同「伊予　真鍋抑平」は一円五〇銭の高額を寄附している。

以上のように二大鉱山での寄附は、総寄附額の一五・五％にも達し、大鉱山の友子への依存度が高いことがわかる。

このほか、忠隈炭坑、大籔新坑、潤野炭坑など、筑豊の炭坑での寄附が目立つが、それは、和田梅吉が金属鉱山から炭坑に転職し、炭坑で怪我をして奉願帳を受けたことに大きく原因しているように思われる。この点については後にもう一度ふれたい。

なお和田梅吉が登山した鉱夫総数一〇〇〇人以上の鉱山は、九州の日平銅山、飛騨の神岡鉱山、岡山の吉岡鉱山、兵庫の生野鉱山があるが、後の三鉱山は友子制度のよく発達した鉱山であったが、必ずしも寄附額は多くない。

吉岡鉱山では、第7表に示したように三円四五銭集められているが、七交際所を廻っているため、組織的な寄附が一円八五銭でやや多く、七人の個人による寄附が加わって三円四五銭となっている。これに対して、第8表と第9表が示すように生野鉱山と神岡鉱山の場合は、ともに個人の寄附が少なく、大鉱山であるにもかかわらず、全体として寄附額が少ない。すなわち生野鉱山では、一円九五銭、神岡鉱山では一円四〇銭にとどまっている。こうした事態は、これら有名鉱山での友子メンバーの救済意識の低さを現わしているといえよう。

第二に指摘しておきたいことは、第一とは逆に小鉱山も、『奉願帳』持鉱夫が、全国を巡回する上では、それなりに重要な役割を果たしている、ということである。

確かに小鉱山の寄附そのものは、一〇銭から三〇銭前後が多く、とるに足りない。しかし、小鉱山の存在は、奉願帳持鉱夫が鉱山から鉱山へ移動する場合の中継地の役割をしている点が注目されてよい。

第7表　吉岡鉱山における寄附

6月17日	南交際所坑夫壱統	40銭	
〃	土木交際所坑夫壱統 個人　4人	15 1円40	円 1.55
6月19日	舟舗交際所坑夫壱同	15	
〃	西交際所坑夫壱統 個人　1人	15 5	20
6月20日	北方飯場一同	30	
6月22日	千枚交際所坑夫壱統 個人　1人	20 10	30
〃	東交際所坑夫壱統 個人　1人	50 5	54
	合　計	3円45銭	

第8表　生野鉱山における寄附

4月19日	若松坑一同	15銭	
〃	足立飯場一同	15	
4月21日	植組一同 個人　2人	15 20	35
〃	岩崎組一同	20	
4月23日	太田組一同	25	
〃	合名飯場一同	20	
4月24日	桑田組一同	20	
4月25日	支山神子畑阪水組一同	25	
4月26日	〃　明延　阪水組一同	20	
	合　計	1円95銭	

第9表　神岡鉱山における寄附

39. 9. 8	神岡鉱山　栃洞坑夫一同 個人　5人	80 40	
〃	漆山坑夫一同	20	
	合　計	1円40銭	

例えば、和田梅吉が、四国の別子銅山に登山する場合に、愛媛県下の周辺の小鉱山を巡回しながら別子銅山に移っているのである。また足尾銅山に行き、再び西国に戻る場合にも途中の鉱山、あるいは隧道工事場の飯場に一宿一飯し、そこで小額の寄附を仰ぎつつ移動したのである。たとえ大鉱山で巨額の寄附が与えられたとしても、大鉱山から大鉱山に移動する間に小鉱山の一宿一飯や寄附がなかったら、奉願帳持鉱夫の移動はもっと制限されたものになり、ひいては奉願帳制度そのものの発達を抑制することになったであろう。

第10表　地域別平均寄附額

	一飯場当平均寄附	内 坑夫一同名によるもの	個人坑夫1人当寄附	個人寄附人数
筑豊炭坑	1円51.0銭	18.4銭	23.6銭	139人
九州鉱山	35.0	23.3	8.7	16人
四国鉱山	42.2	15.6	28.9	29人
近畿2県（和，奈）	18.3	15.7	6.6	9人
北陸2県（福，石）	29.0	29.3	8.1	8人
甲信2県（岐，長）	37.1	34.1	8.8	6人
関東2県（群，栃）	98.9	93.9	16.7	9人
東海3県（山，静，愛）	1円01.0	20.4	43.9	22人
兵庫県	38.2	16.4	13.5	74人
岡山県	22.6	16.0	13.2	22人
広島県	15.0	10.0	11.2	4人
島根県	35.1	17.6	7.6	41人
山口県	78.5	17.0	9.3	166人
福岡鉱山	31.6	13.6	5.6	16人
筑豊炭坑	1円57.8	15.9	23.6	96人
合計	91.3	24.6	17.2	

更に小鉱山の寄附について指摘しておきたいことは、第3表と第10表に示してあるように山口県の場合、小鉱山ばかりであるにもかかわらず、一飯場当りの平均寄附額が非常に高く、全体として五〇日間、二五鉱山、二五飯場の巡回で一九円六三銭も集めていることである。その内訳をみると、組織的な寄附が四円二五銭（二一・七％）、個人によるものが一五円三八銭（七八・三％）である。個人の寄附は一六六人によってなされ、一人平均額は九銭と小さいが、寄附人数が多かったので、全体として個人の寄附額が、他県の場合と比べて圧倒的に大きい。その理由は定かではないが、かように奉願帳への寄附が、大きく個人の救済意識に依存しており、小鉱山といえども、そこに存在する友子の個々人の意識水準が大いに問題であったように思われる。

和田『奉願帳』の分析で第三に指摘しておきたいことは、総寄附額の中で筑豊の炭坑の寄附の占めるウェイトが著しく高かったということである。因に、

筑豊の炭坑での寄附は発行時を除いても六二円六〇銭で、総額の二三％にも達している。これは、和田梅吉が、筑豊の一炭坑で怪我をして奉願帳の発行をうけ、隣山炭坑の坑夫からも強い同情を受けて多額の寄附を得たことと、筑豊を出て再び筑豊に帰って来ていることなどが大きな原因となっている。

そのことに加えて、われわれは、明治三八、九年頃の筑豊の炭坑に、かなり友子制度が存在していたということを確認しておきたい。まず、奉願帳を発行した製鉄所二瀬炭坑の伊岐須坑で、友子組織が存在したとは間違いない。そしてその折三人ずつ立会人を出した忠隈炭坑と潤野炭坑にも友子組織が存在したことが確認される。何故なら隣山立会人とは、隣山の友子組織が一定の寄附をもって当該友子組織を訪れることだからである。

もっとも松島氏の利用した中村新造『奉願帳』には、大正二年二月一〇日付で「忠隈住友鉱業所友子一統」の署名があり、また和田『奉願帳』でも明治四一年二月一九日付で「忠隈炭坑交際所坑夫一同」の署名があって、忠隈炭坑では、ずっと友子組織がはっきり存在していたことが確認される。

そのほかの炭坑では、「第二赤池炭坑交際所之印」があった第二赤池炭坑を除けば、特に直接友子組織の存在を示すものがないが、寄附の大きさなどみると、筑豊の炭坑に友子が広く存在していたことが示唆される。

第四に指摘しておきたいことは、友子が隧道工事場にも存在したことと、そこでの寄附が以外に多いということである。

すでに松島氏の紹介した中村新造『奉願帳』は、多くの隧道工事場で多くの寄附を得ているので詳しくは立ち入らないが、和田『奉願帳』における隧道工事場の寄附についての集計を分析してみると次のようになる。すなわち和田梅吉は、八つの工事場、二三飯場を訪れ、一七円三五銭、全体の六・三％の寄附を集めた。その内訳をみると、「飯場一同」による寄附は四円六五銭（二八％）で、四七人による個人寄附は一二円五〇銭（七二％）であり、個

人寄附のウェイトがここでも著しく高い。したがって全体として一飯場当りの平均寄附額は、七四銭六厘で、第3表に示した大鉱山を含まない諸県の一飯場当りの平均寄附額よりかなり高いことがわかる。

いわゆるトンネル工事には、多くの金属鉱山の鉱夫が熟練坑夫として参加していたと思われる。そして彼らは友子組織を飯場に持ち込んだであろう。このように鉱山から隧道工事場に転じた彼らは、炭坑で大怪我をした和田梅吉に大いに同情し、とくに個人による寄附に応じたものと察せられる。

(注)

(1) 松島静雄『友子の社会学的考察』、第四章の四「奉願帳」を参照。

(2) 同書、一二四頁参照。

(3) 和田梅吉の奉願帳は、伊岐須炭坑で発行され、和田が日本を半周して再び筑豊に帰って来たところで終っており、しかも伊岐須の寺に残されていたことから、和田がこの寺の近くで死亡し、彼を葬った寺に奉願帳が残されることになったと思われる。

(4) この問題に関しては、すでに拙著『日本の伝統的労資関係』、一九二〜四頁で論じてある。

(5) この点についても詳しくは、同書、二六九〜二八〇頁。

(6) 因に松島氏の分析した中村新造『奉願帳』(明治四五年七月二四日から大正二年五月一二日まで)の寄附総額は、一四五円六〇銭で、二九三日間、一六六の飯場を巡回して集められている。これは一日平均四九銭で、和田『奉願帳』の場合より、一八銭ほど高い。要は、後に分析するように、奉願帳の寄附額が農商務省の『調査』が指摘しているように非常に多額であった、ということを二例によって確認しうるということである。

(7) 詳しくは次節を参照。

(8) 松島氏の分析では、寄附額の分析に際して、組織と個人の寄附を区別していないので、個人の救済意識の分析ができない。資料では区別されていたと思われるが。

(9) 松島氏の分析では、この点についての指摘はないが、恐らく奉願帳にはこのような角印は捺印されていたものと思われ

る。

(10) 松島氏の分析した中村新造『奉願帳』の巡回経路については、和田の場合と同じように広域的である。『友子の社会学的考察』、一二六頁、一二八～一三六頁参照。

(11) この空白期間が何を意味するか不明だが、後にも度々長期の空白期間がみられるが、考えられるのは、治療のための湯治、入院などであろう。

(12) なお簀子橋は、組織上通洞の一部であるが、友子組織は独立していた。その単位は小さかった。

(13) 足尾銅山の友子については、二村一夫氏による足尾銅山暴動期の分析があり、その期にきわめて組織だっていたことは明らかにされている。足尾銅山の友子の歴史については別途に考察を予定している。

三　奉願帳制度の客観的位置

(1) 和田「奉願帳」寄附額の生活上の意義

われわれは、和田梅吉の『奉願帳』に記載されていた寄附額を色々と分析してきたのであるが、ここで、その寄附額が当時の鉱夫の生活においてどの程度の収入に相当するのかを検討しておきたい。

すでに指摘したように、和田梅吉が集めた寄附は、八五〇日間で二七二円一七銭であり、一日平均三一銭九厘四毛であった。この一日平均三一銭九厘の寄附は、当時の鉱夫の収入と比べてどの程度の大きさだったのであろうか。この問題を検討するために当時の鉱夫の日賃金をみておこう。

第11表は、明治三〇年末頃の鉱夫の一日の賃金額である。例えば、中国地方の金属鉱山の採鉱夫の日賃金は五五銭であり、筑豊の採炭夫は六七銭であった。

第11表　明治末期の鉱夫日賃金額

	北陸	中部	中国	四国	中国地方坑夫月賃金	月稼働日
採鉱坑夫（男）	56.2	53.5	55.1	60.7	13円22銭	24日
支柱夫（男）	48.4	45.3	53.9	54.9	12円93銭	〃
手子（男）	28.0	28.6	32.9	28.2	7円89銭	〃
選鉱夫（男）	31.5	35.2	29.2	33.2	7円59銭	26日
製煉夫（男）	35.7	38.5	38.6	53.4	10円42銭	27日
	筑豊炭坑				筑豊地方坑夫月賃金	
採炭坑夫（男）	67.2				14円11銭	21日
支柱夫（男）	58.2				12円22銭	21日
手子（男）	55.4				11円63銭	21日
〃（女）	49.2				10円33銭	21日
選炭夫（申）	38.2				9円55銭	25日
〃（女）	27.8				6円95銭	25日

『鉱夫待遇事例』56～7頁。39頁。

この日賃金と和田の得た一日平均の寄附三一銭と機械的に比べると和田の寄附は、採鉱夫日賃金の二分の一弱、手子（男）の日賃金分に等しい。炭坑夫の賃金は、金属鉱山の場合より若干高いので、和田の一日平均の寄附は相対的にやや低目になる。

しかしながら、当時の鉱夫の稼働率は必ずしも高くない。金属鉱山では採鉱部門で平均二四日、採炭部門では平均二一日(1)であった。この点を考慮して月収でみると、第11表に示した通りである。すなわち、和田の月額寄附収入は、九円五八銭であり、金属鉱山の製煉夫の月賃金一〇円四二銭と炭坑の男子選炭夫の月賃金九円五五銭に近い。そして金属鉱山の手子（男）や選鉱夫、また炭坑の女選炭夫の月収より若干高いことがわかる。

つまり和田梅吉が、労働能力を喪失して全国を廻って得た寄附の月額は、当時の鉱夫の中水準のもので、職人層の月賃金収入位であり、単純労働者の賃金より幾分高いことがわかる。ということは、奉願帳への寄附が、労働能力喪失者の生活を支えるのに十分に可能な額であったとみなすことができ

る。更にいえば各鉱山で与えられる一宿一飯の無料のサービスは、奉願帳持鉱夫の実収入を、実質的に数パーセント高めるはずである。逆に、移動のための交通費、鉱山以外での宿泊費がそれなりにかかり、決して豊かな収入というわけにはゆかなかったであろう。

ともあれ、われわれは、奉願帳の寄附額は、労働能力を喪失した鉱夫にとって決して形式的な額ではなく、余生の生活を可能にする実質的なものであった、ということを確認できる。

因に大正初年の中村新造『奉願帳』の寄附は、一日平均四九銭、月平均一四円八八銭[2]であり、物価上昇を考慮すると、和田『奉願帳』の水準であったことがわかり、和田の得た寄附額が決して例外的でなかったことを窺わせる。

なお和田梅吉の一日平均寄附額を、彼が巡回中の空白期間（二四一日）を差し引き、実際に鉱山を巡回していた日数から導けば、三割弱ほど収入が増え、一人前の鉱夫の月賃金額に近くなるといわなければならない。

以上のように、奉願帳制度は、救済の金額の面からみると、松島静雄氏が指摘しているように「奉願帳の果たした救済機能が決して無視することのできない内容を持った[3]」ものであり、きわめて実質的なものであったということができる。

(2) 大正初期における奉願帳の発行頻度

奉願帳そのものが、実質的な救済機能を果たしたとすれば、奉願帳は実際にどの程度の頻度で発行されたのであろうか。そして奉願帳持鉱夫は、常時何人位が鉱山を巡回していたのであろうか。

この問いに答えるにはあまりに資料が乏しい。とはいえ私が集めえた限りの資料で若干の分析を行なってみたい。

元来、友子組織は、自らの活動を記した箱元記録の類を保持していたのだが、今までのところそうした資料は、ほとんど発見されていない。幸い、われわれは、尾去沢鉱山赤沢坑の自友子の大正元年九月二〇日からの『集会確定速記簿』[4]をみることができる。

この資料によると、大正二年五月五日に、田郡坑で奉願帳が発行されるので、赤沢坑から二人の世話人と一人の立会人を選出したとある。また五月一七日には、下沢坑で寄附帳が発行され二人の世話人と一人の立会人を選出していた。同年六月一二日、今度は石切沢で奉願帳が発行され、二人の世話人と一人の立会人を選出した。同年九月一八日は、奉願帳持の奉願帳の紙数が尽きて「添帳」が行なわれた。

大正三年四月一〇日と五月二三日に「添帳」が二回つくられた。大正三年七月二五日、赤沢坑の鉱夫針呂市太郎（四四歳）に「奉願帳ヲ調整スル事ニ決定」している。

資料は、大正五年一月で切れているので、尾去沢鉱山では、明らかに約三年半で三回奉願帳が発行されていることがわかる。つまりほぼ一年に一回弱の割合になる。

また、日立鉱山の支山であった諏訪鉱山の大正八年一月から昭和三年までの『永代記録簿』が残されている[5]が、これをみると、日立鉱山で大正七年に一回、大正八年に五回、九年にはなんと九回も奉願帳が発行されたことがわかる。しかし奉願帳制度は、大正初年代より縮小、衰退しはじめているので、日立鉱山の奉願帳の発行は、明治末年のような実質的意味をもつのかどうか、大いに疑問である。恐らく退職金的な意味を持ち、後にみるように必ずしもそれを所持して明治末年のように各地の鉱山を巡回したのではなかったように思われる。

さて、尾去沢鉱山の事例をもとに大正初年頃、一鉱山で一年に一回位奉願帳を発行すると仮定すると、一年間に全国的にどの位の奉願帳が発行されたと考えられるだろうか。もっとも奉願帳を発行しうるような友子組織を擁す

る鉱山は、やはり大鉱山だったと考えられるから、全国的に年間五〇回[6]くらいとみられる。とすれば一年間に五〇の奉願帳が発行されることになる。そしてこの奉願帳持[7]が三年位生存し、鉱山を巡回するとすれば、常時一五〇人位の奉願帳持鉱夫が全国的に散在していたことになる。

次に、では各鉱山に奉願帳持鉱夫がどの程度の頻度で登山していたかを検討しよう。

(3) 奉願帳持鉱夫の一鉱山への登山頻度

この問題に関する資料は、奉願帳発行の資料よりは若干多く存在している。すでに松島静雄氏は、小坂鉱山の友子資料によって、小坂鉱山への奉願帳持鉱夫の登山回数を示している。すなわち、小坂鉱山の『友子の交際費支出簿』[8]によれば、明治四四年に奉願帳への寄附が三一件、二一円九〇銭、(一件当り七〇銭)、同四五年には五二件、三五円五五銭(一件当り六八銭)であった。

この数字からわかることは、小坂鉱山には、両年の平均で年に四一人位が、月平均三・五人が奉願帳をもって登山しているということがわかる。かなりの数である。

こうした傾向は他の資料によっても確認できる。尾去沢鉱山における赤沢坑の自友子の『浪人登山簿』[9]をみると、大正三年には一〇ヵ月で四三人が、大正四年には五三人が、尾去沢鉱山の赤沢坑の友子に立ち寄っている。それぞれ月平均四・八人、四・四人の割合である。

また、阿仁鉱山の真木坑の友子の『浪人登山簿』[10]をみると、大正二年一二月から翌年の一一月までの一年間で、一五人、月平均一・二人の奉願帳持が登山している。当時阿仁鉱山は、総鉱夫四三〇名位の中小鉱山であり、地理

的に大変不便なところにあったので、登山者が少なかったのであろう。

奉願帳持の登山が大鉱山では年四〇回、中小鉱山はその半分の二〇回とし、一鉱山平均三〇回位とすれば、日本の鉱山で流動している奉願帳持鉱夫のおよその数は推測できる。

明治末期ごろの法人の金属鉱山数は一〇〇鉱山位[11]であり、更に個人の小鉱山は六〇鉱山を下らなかったであろう[12]。また友子の存在した北海道と常磐地方には、主要炭坑だけでも三〇炭坑あり更に小炭坑を含めれば、一〇〇坑を超えたであろう。また隧道工事場などを加えれば、奉願帳持鉱夫が全国的に巡回しうる大小の鉱山は、五〇〇近く存在していたと推定される。現に和田梅吉は、若干重複しているが日本の半部で二七七鉱山を巡回し、中村新造は、一〇ヵ月で一三〇近くの鉱山を巡回しているので、全国的にみて五〇〇鉱山は決して過大な数字ではない。

そして和田の事例によれば、和田は一年に約一〇〇鉱山を回った。奉願帳持鉱夫一人が一年に一〇〇鉱山位を廻るとすれば、五〇〇鉱山を一年に廻るのには五人の奉願帳持がいなければならない。そして一鉱山には、一年間に平均三〇人位が登山してくるとすれば一〇〇鉱山を一年間で三〇人位の奉願帳持鉱夫が常時巡回していることになり、五〇〇鉱山には一五〇人位の奉願帳持が巡回していることになる。

これは、一年に五〇位の奉願帳が全国で発行されて常時一五〇人位の奉願帳持が全国を巡回しているとの先の想定と一致している。もっともこれは一つの仮定であって、奉願帳の発行数、奉願帳持の巡回状況を推論するための仮定にすぎない。とはいえこの想定によってわれわれは、奉願帳制度が、大正初年頃に相当普及していたことを知ることができるのである。

(4) 奉願帳制度の負担増と衰退

以下のように、和田梅吉の『奉願帳』を分析しながら、奉願帳制度全体についてふれてきたが、最後に、和田『奉願帳』の寄附額と奉願帳の発行数、それをもっての巡回度とを考慮しながら、再び奉願帳制度が、当時の友子に負担になりつつあったことを指摘し、奉願帳制度の衰退を確認しておきたい。

まず事実として、松島氏の紹介する小坂鉱山における大正一五年と昭和一一年の奉願帳持の登山者数をみてみよう。小坂鉱山の友子資料は、大正一五年には、一年間に三人の奉願帳持鉱夫しか登山していないし、昭和一一年にはその数がゼロになっている。[13] この事実は大正末期には、奉願帳持鉱夫の各鉱山への巡回が激減したことを意味している。そして昭和一一年頃には、それが全くなくなったことを示している。

もっとも日立鉱山の友子の『永代記録簿』[14]には、昭和五年九月一日の記事に「他山ヨリ救済帳ヲ持チ来山ノ浪人ノ救済法」として「金二円ヲ救助」するとあり、また昭和八年一二月二〇日の記事に「奉願帳持チ附合金ニ付附記スル事再三救助セザル様」とあり、各鉱山を奉願帳を持って回る制度が細々と存続していたことがわかる。

他方、奉願帳を持って各鉱山を廻る慣行は、すでにみたように連合交際所の設立によって回避される傾向を生み、連合交際所による奉願帳への寄附が主流を占めるようになった。例えば、大正一五年には、小坂鉱山から連合交際所へ八二円八〇銭（全交際金の一七・九%）の納入金を計上し、その年の奉願帳への一件当りの寄附二円の四一倍、一人二円の約四〇人分が計上されている。また昭和一一年には一六二円（同じく一九・三%）が連合交際所への納入金として計上されている。[15] このことは逆に、確かに各鉱山を巡回する奉願帳制度は縮小し衰退したが、各鉱山が労働能力喪失者に対し奉願帳を発行し、労災救済をする制度がまだ完全になくなっていないことを示している。

日立鉱山では、すでにみたように、大正九年には九つもの奉願帳が発行されたし、昭和四年からの日立鉱山の『永代記録簿』[16]によれば、昭和六年一月二四日付の記事に、高取鉱山山中箱元より「菊川卒雄氏之奉願帳調製方ヲ書留ニテ願出ス」とあり、「当山規定ニ基キ特別救助願提出為ス様当山中ヨリ返信ス」とある。この記事は、昭和に入っても奉願帳の発行が細々と行なわれていたことを示している。そして現に常磐地方においては、大正一二年発行と昭和一二年発行の奉願帳が残されており[17]、北海道では、大正五年、七年発行の奉願帳に加え昭和三年、九年、一〇年各一本ずつ、一一年二本が残されており、奉願帳発行自体は、細々と存続していたように思われる[18]。

最後に奉願帳制度の友子への負担増について具体的にみておきたい。まず連合交際所設立の理由を、青森県安方町に本処をおく連合交際所の例でみてみよう。

大正四年一一月に設立をみたこの「友子同盟交際委託取扱所」の「趣意書」によれば、「われわれ日常従事しつつある鉱山または工事場は、稀に交通の便開けたるあるも、多くは深山幽谷の地にして、かくの如き不具者及び病者をして巡回せしめるには、馬背或は腕車担架等により隣山に送り救済しつつありといえども、冗費多く煩累大にして得る処少きは既に各山友子諸君の熟知せられる処、弊所ここに鑑み、後日加盟人員の増加するに随い、従来の巡回を廃し煩累と冗費を省き、安全なる方法に病傷者を救済するの目的を以て、海陸の交通至便にして最も適切なる青森市に友子同盟交際委託所を設置する所以なり。」とある。そして第三条で「本所は加盟各鉱山友子一同の代理を以て各鉱山工事友子一般の取扱うべき寄附帳、平奉願帳、送奉願帳持参の浪人取扱をなす」と規定し、一般の浪人の立寄を断り、平奉願帳に「金弐円参拾銭」[19]の支給を規定している。

ここでは、すでにみたように、一般に奉願帳をもって山間避地を巡回することの困難に加え、送り奉願帳持のように他人の手をわずらわさなければならない場合の負担の大きさが指摘されている。この困難と負担を解決するた

めに交際所が設けられたわけである。この点はすでに述べたので繰り返さない。

ただここで指摘しておきたいのは、先にみたように、連合交際所がたとえ一回で多額の寄附を与えたとしても、ここでは友子メンバーの救済意識に依拠した個人からの寄附が回避されているので、奉願帳が全体として得る寄附は、著しく縮小したに違いないということである。

次に尾去沢鉱山における送り奉願帳の比重をみてみよう。すでにみたように、尾去沢鉱山の赤沢坑に大正三年三月から四年にかけて九六人の奉願帳持鉱夫が登山した。そのうち送り奉願帳持は、二六人であった。つまり二七％が送り奉願帳持で、各地の鉱山から付添人を伴って登山し、また尾去沢鉱山から他の鉱山へ尾去沢鉱山の付添人を伴って移動するのであった。つまり一ヵ月一度の割合で尾去沢鉱山は、付添人を供出しなければならなかったわけである。

尾去沢鉱山の友子メンバー数が定かではないが、赤沢坑の友子は、名簿から大正初期に三〇人程度であり、四沢では、その四倍の一二〇人位だったと思われる。その限りで一ヵ月一人の付添人の供出はそれほど負担とは思われないが、仕事を休んで病人を他鉱山に送り届けること自体は決して容易なことではなかったであろうことは、先の連合交際所設立の趣意書の指摘する通りであろう。

小坂鉱山の友子資料は、送り奉願帳に対する支出を計上している。すなわち明治四四年には、三一の奉願帳持鉱夫の登山のうち送り奉願帳持は一二人（三八・七％）にも達し、そのための費用として六円九〇銭を支出している。また翌年には五二人の奉願帳持の登山に対し一七人（三二・七％）が送り奉願帳持で、そのための支出は二〇円五五銭に達している。(20)

因に奉願帳関係に対する全支出は、明治四四年の交際金支出の一五・八％、明治四五年には三四・九％となって

おり、友子会計の中で奉願帳関連への支出は、かなり大きなウェイトを示している[21]ように思われる。

以上のように、奉願帳制度は、大正初期に友子制度にかなりの負担となり、また病人を鉱山から鉱山に移動させるといった不合理性をもっていたために、別途の救済制度の普及とあいまって、急速に縮小衰退していったように思われる。とはいえ友子制度の根強さは、奉願帳制度そのものを廃絶させることなく、友子の伝統を伝えるものとして細々と存続していったことも無視してはならないであろう。なお、大正期から昭和期への奉願帳制度の変遷については、また別の機会に論ずることにしたい。

奉願帳制度というこの特異な制度が、社会政策史や社会保障制度史、一般的な救貧制度史の中でどのような位置を占めるかについてはここでは言及を避けたが、とりあえず奉願帳制度の実態を知るうえで小論が少しでも役立てば幸いである。

(注)

(1) 『鉱夫待遇事例』、三九頁。

(2) 松島静雄『友子の社会学的考察』、一二七頁。

(3) 同書、一三八頁。

(4) この赤沢自友子の資料は、松井勝明氏所蔵のものであり、氏の好意によって閲覧する機会をえた。記して謝意を表しておきたい。

(5) この日立鉱山の友子資料は、日立市立郷土博物館所蔵のもの。

(6) 因に金属鉱山は、『鉱夫調査概要』の明治四三年のデータで総鉱夫数五〇〇人以上のものは、三二鉱山しかなく、友子のある大炭坑を考慮すると、奉願帳を発行しうるような鉱山は五〇位とみて大過あるまい。

(7) 和田梅吉の場合、約二年四ヶ月生きた。

(8) 前掲松島書、七四～五頁。もっともこの件数の中に奉願帳発行への寄附が含まれていたかも知れないが、資料では区別

されていないので無視しておく。

(9) 注(4)を参照。

(10) この資料は、秋田県阿仁合町教育委員会所蔵のものである。

(11) 『鉱夫調査概要』を参照。

(12) 懇話会編『日本鉱業発達史』下によれば、金属鉱山の個人企業者は、明治四〇年に六〇人としている。

(13) 前掲松島書、二〇六頁。

(14) 注(5)を参照。

(15) 前掲松島書、二〇六頁。

(16) 注(5)を参照。なお、日立鉱山では奉願帳の発行をやめて「特別救助」制度をとっていたようである。

(17) いわき市石炭化石博物館所蔵。

(18) 夕張市石炭博物館『夕張の炭鉱と友子』展の資料目録参照。

(19) 本資料は、『夕張市史』に所収されているが、市川博「北海道の友子について」『金属鉱山研究』第六二号、四頁を参照。市川氏の北海道の友子分析に期待したい。

(20) 前掲松島書、二〇六頁。

(21) 同書、二〇六頁。

(一九九〇年七月一五日記)